

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第二節 日鉄連合会の争議

一、争議の背景 戦後の日本鉄鋼業は、多くの困難に直面したにもかかわらず、国家予算から巨額の補給金を受けて立直りも顕著であったが、一九四九年の初頭から実施されたいわゆるドッジ・ラインによって、その存立の基礎を大きくゆすぶられるにいたった。すなわち、四九年九月と五〇年一月の二回にわたる補給金の削減によって鉄鋼価格の改訂を余儀なくされ、自立化が強く要請されることになったのである。一方超均衡予算の具体化による一般的な有効需要の減退、さらにはイギリスのポンド切り下げの結果もたらされた輸出の停滞は、過剰生産の傾向をみちびいた。これらの要因は必然的に企業合理化を促進し、外国から機械、技術を導入する機縁となったが、そのような本格的合理化は部分的なものにとどまり、力点はむしろ人員整理、労働強化、賃金切り下げ等の方向におかれたのである。したがって合理化は労働者階級に大きな影響を及ぼし、争議の原因も深くこの点に根ざしているといつてよい。ことに日本製鉄は、五〇年の四月頃分割されて純然たる民間企業となることが予想されたため、業界の自由競争化にそなえて一層合理化態勢の整備がいそがれたのである。

二、争議の経過 日本製鉄労働組合連合会の争議は、まず八幡労組(大金属加盟、三五、〇〇〇)から口火がきられた。すなわち八幡労組では、四九年一二月越年資金一〇、〇〇〇円を要求し、五、〇〇〇円で一応妥結したが、組合員の不満を内包したまま越年することになった。ところが会社側は労働協約の満期を機会に、協約を破棄し、業績手当の改訂を通告してきた。

この業績手当は、従来基準生産トン数を三五、〇〇〇トンとし、それまでは基本給(平均二、一〇〇円)の約九三%(普通業績手当)又基準を超える一、〇〇〇トンについて四〇〇万円(平均一人約七五円、特別業績手当)を支給するものであった。会社側は、業績手当をこのまま放置すれば支出が倍化し、その結果経営は破綻をきたすとの見解から、原単位報償制度の廃止にひきつづいて、一〇月三十一日に一一、一二月両月の業績手当改訂案として、四九年、五、六、七月の三カ月平均支給額を財源の基準として抑え、生産実績と計画屯数が一〇%をへだてる毎に一人当たり二〇〇円の割合で財源に増減を加える。このことは、一二、〇〇〇円ベースは維持するが、特別業績手当の七五円を二〇円に引下げることがをいみする。なお、これによって算出された賃金水準が足踏みをする場合、四半期毎の決算において黒字の時賞与を支給するとされている。

これにたいし組合側は、絶対反対を表明し、過去の減額完全補填という立場を強調したのであった。

かくして一月二〇日にまず全寮生(八、〇〇〇名)の代議員会、つづいて青年部、婦人部の大会が次々にひらかれた。二一日の中闘においてスト指令権を上部機関である闘争執行委員会に与える

ことが決定され、この闘争委では、二四日「一二月以降および一月以降の業績手当改訂案を撤回し、一二月、一二月および一月の業績手当の差額分を二月中に支払うこと。これを二八日正午までに回答すること」を会社側に申し入れた。会社側は二八日、「要求には応じられない。第三・四半期の決算をまって改めて協議する」旨の回答を行ったため、交渉は決裂し、組合のスト宣言が発せられる事態にたちいたった。

ストライキ宣言

一月二八日付会社回答は、従来の態度となんら変ることなく不誠意極まるものと断定す、われわれ三五、〇〇〇の組合員は賃金切下げ防止のため、来る三〇日正午を期して断乎ストライキに突入することを宣言する、われわれの切実かつ正当な要求に対し、最後の一瞬まで会社の反省を期待してやまない。

大金属八幡製鉄労働組合

このような情勢のもとに日鉄労組連合会では三〇日中央委員会をひらき、(一)三〇日午後から会社と最後の交渉をおこなう、(二)連合会中央委員会を中央闘争委員会に切替え、連合会としての闘争態勢を組む、(三)三〇日決裂の場合は闘争宣言を発する、等の諸点を決定して、闘争態勢を整えるとともに次のような闘争宣言を発表した。

闘争宣言

日鉄連合会は昨年未労働協約賃金等の諸問題について鋭意誠意と努力を傾けて交渉をつづけてきた。しかしながら会社は何ら考慮するところなく、あまつさえ一月二五日の期限付回答にたいしてもこれを一蹴しきったことは誠にいかんの極みである。

われわれは五万の労働者と一〇万の家族の生活を守り生産を復興するためにここに闘争状態にはいることを宣言する。

さて日鉄連合会は、四九年一〇月からの能率給一人平均三、〇〇〇円切下げに対し、差額一人平均五、〇〇〇円を要求、会社側と東京で八回にわたる団体交渉を行ったが、ついに不調におわつたため、八幡労組ではコークス炉、熔鋳炉の全職場約三、五〇〇名が二日正午を期して予定通り無期限ストに突入した。コークス炉、熔鋳炉のスト突入は資材、ガス等の関係から、実質的に全工場に波及する性質をもったものである。このストによって会社側に与える損害は、一日製鉄量二千五百トン、約九、〇〇〇万円に上るといわれた。

二日、労働省は労資双方に対して労調法第三条による調停に乗出し、労政局長案を組合に提示したが、これによっても労資の歩みよりはできず、三日も依然としてストが継続された。しかし総司令部エーミス労働課長は、同日午後、労資双方を別個に招き、経済再建の見地からストを中止するよう勧告を行ったので、組合側は午後五時から連合会の中闘委員会を開催、協議したが結論を得ず、内原組合長らは賀来労政局長を訪ねて解決についての懇談を行った。労政局長は四日夜労資双方にたいして「昨年一二月以降までの生産報償金と業績手当未払分として最低一、〇〇〇円を支給する」ことを骨子とした第二次あっせん案を提示したので、組合側は協議の結果、あっせん案は不満であるが、その点を労資の直接交渉によって是正することに方針を決定した。

かくして労資の交渉は再開されたが、会社側は、ストを中止しなければ給与問題にはふれないと主張したため交渉は物わかれとなった。なお連合会中闘委員会では一応八幡労組にたいして「あっせん案受諾にともなう団交開始のため、六日朝までにストは一時中止されたい」と伝えたが、現地から「連合会中闘の意向如何にかかわらずストを続行する」という強硬な意志表示があったため、連合会中闘は逆に六日午後一時、傘下七労組(五三、〇〇〇)にたいして即時ゼネストを決行するよう次のような指令第二号を発した。

指令第二号

八幡現地はますます強硬な態度を堅持し、スト続行の決意をきめた。事態はきわめて急迫している。各組合はスト決行の既定方針どおり時間的なそれぞれの特殊事情をのりこえて即刻実行行使に入れ。

同日午後四時総司令部ブラッティ労働教育班長は、ストを中止して中労委に勧告してはどうかとの勧告を行ったが、組合側はこれについて協議した結果「中労委に提訴する段階ではない。もり上った強力な態勢の下に団体交渉をする」との方針をきめ、七日朝総司令部にその旨を伝え、さらに会社側にたいしては未解決の問題である団体協約、本格賃金、輸西作業所の人員整理問題等を全面的に解決するための本格的な団体交渉を開きたい旨を申し入れ、回答を求めた。八幡労組のストは同日も続行され、さらに輸西労組は八幡に同調してスト宣言を発し、釜石製鉄労組(五、〇〇〇)も連合会本部指令にもとずいて九日一せい早退を決行、東京本社(七〇〇)も七日スト決議を行って争議はますます拡大する傾向を示した。

一方連合会本部は、七日総同盟、産別、等の友誼団体との懇談会をひらき、共同闘争についての検討を行った結果、日鉄闘争を全労働者の問題としてとりあげ、具体的行動を以て闘争を支援することが決定され、次のような共同声明が発表された。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
